

KCCI ビジネススクール受講規約

本受講規約（以下「本規約」という）は、神戸商工会議所（以下「当所」という）の許諾に基づき、当所がWEBサイト上及びチラシその他（以下「WEB等」という）に掲載する講座（以下「本講座」という）の受講希望者が受講を申込み、当所が提供する本講座を受講するに際し、当所との間における契約条件を規定するものである。

第1条（受講申込）

- （1）受講希望者は、WEB等に掲載する内容を承諾した上で、所定の手続きに従って、受講を申込み、氏名・電話番号などの当所が定める事項について、最新かつ正確な情報（以下「登録情報」という）を申込フォームに入力し、提供するものとする。
- （2）受講希望者が、本講座を勤務先等の所属団体（以下「所属団体」という）を通じて受講を申込み場合、所属団体と受講希望者は連帯して本規約に基づく義務を負うものとする。

第2条（本講座受講申込の承諾）

- （1）当所は受講希望者よりWEB等に掲載する手続き、または当所が定める他の手続きによって受講申込を受付した際、受講希望者が申込フォームに登録した派遣責任者に対して申込内容をメールで通知する。また、開催2週間前を目途に、本講座の受講案内（受講に関する情報や受講料金の支払方法など記載）をメールにて、派遣責任者に通知するものとする。
- （2）派遣責任者に対する通知は、当所のWEB等にある申込フォームに登録したメールアドレス宛にメールを送信し、そのメールを送信した時点で通知が完了したものとみなす。当所は、申込フォームに登録されたメールアドレスの不備や変更、不適切な受信設定などに起因して、当所からのメールが派遣責任者に届かなかった場合などの不着に対して、一切の責任を負わないものとし、いかなる場合においても当所は免責されるものとする。
- （3）当所と受講希望者との本講座の提供に係る契約（以下「本契約」という）は、各講座の開催7日前の17時（キャンセル期限）をもって有効に成立し、受講希望者

は、本規約の定めに従い、受講する資格（以下「受講資格」という）を取得するものとする。

第3条（受講料金の支払方法）

- (1) 本講座の受講料金は、当所が指定する期日までに、当所が指定する方法で支払うものとする。また、振込にかかる手数料などのその他費用は、受講者負担とする。
- (2) 本講座の受講料金にかかる債権を当社が提携する事業者に譲渡する場合があることをあらかじめ承諾するものとする。

第4条（受講申込の取消）

- (1) 受講希望者が本講座を申込した場合、以下の通りキャンセル料が発生することに同意したものとする。
- (2) 本講座が開催される7日前の17時以降に、本契約が成立し、受講資格を得た者（以下「受講者」という）の都合により、受講資格を取り消す場合、本講座で定めた受講料金の全額をキャンセル料として当所へ支払わなければならない。キャンセル料の支払方法は、前条と同様とする。ただし、受講者と同じ所属団体の者に限り、事前に申し出があれば代理出席を認め、その場合のキャンセル料の支払いは発生しないものとする。
- (3) 開催7日前の17時以降、受講者の都合による他講座への変更・振替は、如何なる理由においても一切受け付けないものとする。

期限	キャンセル可否
開催7日前17時以前	キャンセル可（無料）
開催7日前17時以降	キャンセル不可（本講座で定める受講料金の100%） ※同じ所属団体内での代理出席の場合は、キャンセル料は発生しない。

第5条（登録情報の使用）

当所のWEB等に掲載される個人情報保護方針に従い、登録情報及び受講者が本講座の受講過程で、当所が知り得た情報（以下「受講者情報」という）は、本講座の実施・運営（受講者名簿の作成、アンケートの集計及び分析）並びに当所からの情報提供等の目的に利用する。ただし、以下の項目に該当する場合は除くものとする。

1. 本人の同意を得ている場合
2. 法令等の定めに基づく場合
3. 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められる場合。

また、当所は受講者情報を本人の要望に応じ開示・追加・変更・削除に応じるものとする。

第6条（受講資格の中断・取消）

受講者が以下の項目に該当する場合、当所は事前に通知することなく、直ちに本契約を解除し、当該受講者の受講資格を停止の上、将来にわたり取り消すことができるものとする。

1. 受講申込において、虚偽の申告を行ったことが判明した場合
2. 本規約に違反した場合
3. その他、受講者として不適切と当所が判断した場合

第7条（本講座の中止・中断および変更）

当所は、最小催行人数に達しない場合や自然災害・不可抗力、行政からの指示等、本講座の運営上やむを得ないと判断した場合には、受講者に事前の承諾なく本講座の運営を中止・中断できるものとする。

第8条（本講座内容に対する権利）

受講者は、本講座の講義内容をいかなる方法においても第三者に対し、頒布、販売、譲渡、貸与、修正、使用許諾等を行ってはならないものとする。また、本講座は許可なく撮影・録画・録音を行ってはならないものとする。

第9条（著作物等）

本講座の受講において受領したテキスト等の著作物（以下「本著作物等」という）に関する著作権及びその他知的財産権は当所に帰属し、受講者は当所の事前承諾を得ずに、これらを侵害する以下の項目に定める行為を行うことを禁じる。

1. 本著作物等の内容を、自己又は第三者の名をもって WEB 等に掲載する等インターネットを通じて公衆に送信する行為
2. 本著作物等の内容を、引用の範囲を超えて自己又は第三者の著作物に掲載する行為
3. 私的利用の範囲を超えて、本著作物等を複製・改変等して第三者に配布する行為
4. その他、本著作物等の著作権及び知的財産権を侵害する行為

第10条（秘密保持）

受講者は、本講座を受講するにあたり、当所によって開示された固有の技術上、営業上、その他事業の情報（本講座におけるノウハウ等を含むがそれらに限られない）並びに他の受講者より開示されたそのプライバシーに関わる情報を秘密として扱うものとし、これらの情報を使用し、又は第三者に開示することを禁じる。

第11条（損害賠償）

- （1）受講者が、本講座に起因または関連して当所に対して損害を与えた場合、受講者は、一切の損害を賠償するものとする。
- （2）本講座に起因または関連して、受講者と他の受講者、その他の第三者との間で紛争が発生した場合、受講者は自己の費用と責任において、当該紛争を解決するとともに、当所に生じた一切の損害を賠償するものとする。

第12条（規約の変更）

当所は、本規約及び本規約に付随する規程の全部又は一部を変更することができる。当所により変更された本規約は、当所の WEB 等に掲載された時点で効力を発し、以後は変更された本規約が受講者に適用されるものとする。

第13条（条項等の無効）

本規約の条項のいずれかが管轄地の裁判所によって違法又は無効であると判断された場合であっても、当該条項以外の本規約の効力は影響を受けないものとする。

第14条（協議事項）

本規約の解釈について疑義が生じた場合又は定めのない事項については、信義誠実の原則に従い協議の上、円滑に解決を図るものとする。